

鐵道大臣

△道路行政に關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟く

も道路行政に當る人々の

知らざるべからずること

は凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる

疑問は本欄に於て回答す

るを以て會員諸氏は隔意

なく質問あらん事を望む



◎一定ノ路線ニ據り自動車ヲ

以テスル運輸營業ニ關スル件

(昭和三年十一月二十七日監陸第一號北海道廳長官
督視總監各府縣知事宛鐵道省監督局長依命通牒)

昭和三年十一月勅令第二百六十七號鐵道省官制中改正ノ件實施ニ伴ヒ自動車運輸營業ノ取扱方ニ付本日鐵道省訓令

第一號ヲ發セラレ候處之カ稟伺其ノ他ノ手續ハ差當リ左記ニ準據シ御處理相成度尙當省トシテハ今後鐵道軌道ト其ノ他ノ陸運ト相俟ツテ各々其ノ長ヲ稽ヘ各種交通機關ノ圓滿

ナル發達ヲ期シ度方針ニ有之從テ自動車運輸營業ニ就テモ其ノ發達ヲ計ルヘキヨドハ勿論ニ候得共之ト同時ニ一方各

種交通機關ノ無用ナル競争ヲ避クルコトモ亦緊要ト被存候

ニ就テハ稟伺ヲ要スルモノハ勿論之ヲ要セアルモノノ許可

一定ノ路線ニ據リ自動車ヲ以テスル運輸營業ニ關シテハ昭和二年八月遞信省訓令第一號ニ據リ本大臣ニ稟伺スヘシ

追テ左記中訓令トアルハ昭和二年八月遞信省訓令第一號

昭和三年十一月二十七日

ヲ指ス儀ト了知相成度

記

一 票伺書ニハ申請書、添付書類及營業線路ヲ記入セル平

面圖ノ寫、許可ニ關スル命令書案並左ノ事項ニ關スル

調査書ヲ添付セラルヘシ

(一)申請者ノ資産及信用程度

(二)事業ノ主要目的

(三)事業ノ成否及效用

(四)道路管理者ノ意見

(五)他ノ鐵道軌道又ハ自動車路線等（未開業ノモノヲ
含ム）ニ及ボス影響

(六)他ノ鐵道軌道又ハ自動車路線等ノ競願ノ有無及競
願アルトキ、其ノ要領（自動車路線等ニ付テハ稟
票ヲ要セサルモノヲ含ム）

(七)其ノ他必要ト認ムル事項

二 路線ノ新設又ハ變更ニ因リ訓令左記各號ノ一二該當ス

ルニ至リタルトキハ前號ニ準シ稟伺セラルヘシ

三 訓令左記第一號ノモノト雖單ニ一市町村内ニ於テ營業

スルニ止マルモノハ六大都市ニ於ケルモノノ外稟伺セ

ラルルニ及ハス

四 訓令左記第一號ノモノハ六大都市ノ内外ニ亘リ營業ス

ルモノヲ含ムモノト了知アリタシ

五 一定ノ路線ニ據り自動車ヲ以テスル運輸營業ニ關シ令

規ノ制定、改廢セラレタルトキハ其ノ寫ヲ添付シ鐵道

大臣ニ報告セラルヘシ

六 稟伺ヲ經タルモノヲ許可セラレタルトキハ其ノ都度之

ヲ報告セラルヘシ

七 稟伺ヲ要スルモノノ外一定ノ路線ニ據り自動車ヲ以テ

スル運輸營業ヲ許可セラレタルトキハ其ノ都度左記事

項ヲ報告セラルヘシ

(イ)商號又ハ氏名

(ロ)事業資金ノ總額及其ノ内譯大要

(ハ)路線ノ名稱、起點終點及經過地

(ニ)自動車ノ種類、定員又ハ積載定量及輛數

(本)運輸期間及時刻

(乙)運賃表

(ト)許可三附シタル條件又ハ命令事項

(チ)許可年月日

八 前號ノ運輸營業ニ付營業讓渡、相續若クハ廢止又ハ路

線ノ新設、廢止ヲ許可セラレタルトキハ其ノ都度之ヲ

報告セラルヘシ

〔參照〕

遞信省訓令第一號

廳 府 縣

客年十月二十日佐書第一〇號ヲ以テ一定路線ニ據ル自動
車運輸營業ノ免許ニ關スル件通牒及置候處今回右營業免許

(昭和三年十一月二十七日内務省文書
第六一號廳府縣長官宛内務次官通牒)

ニ該當スルモノヲ許可セムトスルトキハ起業ノ大要ヲ具シ豫メ本
大臣ニ稟伺スヘシ

營業ノ讓渡、相續若ハ廢止又ハ路線ノ新設廢止若ハ變更ヲ許可セ
ムトスルトキモ亦同シ

ル、トキハ其ノ副本當省へ進達相成度

追テ右自動車ニ對スル道路管理、一般警察並之等ノ監督

記
一 路線ノ總哩程二十哩以上ノモノ

二 府縣廳所在地(近郊地ヲ含ム)又ハ市制施行地(近郊地ヲ含
ム)相互間ヲ連絡スルモノ

四 鐵道軌道其ノ他一定ノ路線ニ據ル交通機關トノ競争線ト目ス
ヘキモノ

昭和二年八月二十六日

遞 信 大 臣

◎自動車運輸營業ノ免許ニ關スル件

三 東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市内ニ於
テ營業スルモノ

質 疑 應 答

問 道路法の解釋上受益者負擔を公共團體に課し得るや、若し都市計畫法の如く課し得るとすればその根據如何

(秋田縣廳)

答 道路法第三十九條は、道路に關する工事に因り著しく利益を受くる者あるときは管理者は其の者をして利益を受くる限度に於て道路に關する工事の費用の一部を負擔せしむることを得と規定し、文理上道路法の受益者負擔制度と同一趣旨であること明かである、而も同施行令第九條第一號及第二號に於て公共團體が受益者たることを認め、行政官廳の執行する事業に因り公共團體が著しく利益を受くるとき及事業地の公共團體以外の公共團體を又は上級公共團體を統轄する行政廳に於て執行する事業に因り事業地の公共團體が著しく利益を受くるときは其の公共團體に對して受益者負擔を課し得ることを規定して居る、又河川法第三十三條に於ても、或る河川に關する工事が他の府縣若は他府縣内の公共團體に於て著しく利益を受くるものである場合には其の府縣又は其の府縣内の公共團體に負擔を課し得ることを規定して居る、從て之等から推論して、之と趣旨同じじうして規定せられた道路法第三十九條に所謂利益を

受くる者とは、廣く道路工事に因り一般的な利益を受ける公共團體をも包含するものと解せられるのである、併しながら私にはこれ等都市計畫法及河川法の規定から推論して直に道路法に於ても亦然りと断定することは聊か躊躇される。今其の當否を論するには、都市計畫法第六條及同施行令第九條並河川法第三十三條の規定の法意を明にしなければならぬが、之が爲には先づ都市計畫事業の執行機關に關する規定を審にし、之と合せ考究を要する、都市計畫事業は指定都市を中心として、其の市の永久の福利増進の目的を以て執行せられるものであるけれども、其の事業の區域が現在の都市の區域内に止まるものは甚だ稀である、從て事業の執行機關は常に必しも同一でない。(イ) 事業區域の最も通常の態様は指定都市及其の區域外數町村に亘つて行はれる場合であるが、單に市の區域外に於てのみ事業が行はれる場合もある、之等の場合には原則として都市計畫法第二條の規定に依り指定せられた都市を統轄する行政廳即ち市長が之を執行する(都市計畫法施)(ロ)或は市の區域外

に於ける事業が主として區域外の公共團體の利害に關すると認められるときは、内務大臣は其の公共團體を統轄する行政廳に區域外の事業を執行せしめることが出来る(同第二條)數町村に亘る事業を其の内の一町村長に執行せしむるが如き之である。(ハ) 或は事業區域が市及其の區域外數町村に亘り之を分轄執行することが困難又は不利益である其の他特別の事情の存する場合がある、この場合には内務大臣は別に事業を執行すべき行政廳を指定することが出来る(同第三條)地方長官が事業執行機關たる場合である(依り推定第二號)(ニ) 官廳が直接に管理經營する事業を都市計畫事業として爲す場合又は都市計畫事業に因り生ずる營造物と行政官廳の管理する他の工作物と效用を兼ねるような場合には行政官廳が其の關係ある都市計畫事業を執行するのが至極便利であつて、施行令第四條の規定の存する所以である、尙特例としては特別都市計畫法に依る東京及横濱兩市に於ける特別都市計畫事業が行政官廳に依つて執行されて居る、之等事業執行に要する費用の負擔者は原則

として行政官廳執行者たる場合には國、公共團體を統轄する行政廳たる行政廳執行者たる場合には其の公共團體と定められた
(第六條第一項)此の原則は事業の齎す利害關係に由り事業執行者を異にする都市計畫法施行令第一條乃至第四條の規定と相照應するものであつて、都市計畫法施行令第九條第一號及第二號の規定も之等原則規定の精神の外に出づるものではない、前記施行令第二號の、(A)他行政廳の執行する事業とは前述(イ)及(ロ)の場合に相當する、此等の場合には例へば道路の新設改築等に於て、當該町村道を都市計畫事業として他の行政廳が之を執行したが爲に、事業地の町村は道路法の規定に依り當然負擔すべき費用の支出を免れる利益がある。此の如き事例は地方長官が管理者である國道、府縣道に關して市長又は町村長が、都市計畫事業として其の新設改築を行ふた場合にも起り得ることであつて、何れの場合にも其の支出を免れた對償として一定限度の負擔に任することは寧ろ當然のことである。(B)上級行政廳執行の事業とは前述(ハ)の場合に相當する、この場合は直

接最も利害關係を有する市又は町村を統轄する行政廳たる市長町村長に代つて地方長官が事業を執行するようなもので、事業地の公共團體は前段と同様の事情に因り必要なる支出を免れるから、之に對して相當負擔を甘受すべきである、第一號の行政官廳の執行する事業とは前述(ニ)に相當する場合であつて、之が爲に事業地の公共團體が當然負擔すべき費用の支出を免れたならば、之亦其の限度内に於て負擔を命じられても拒むべき理由はない。尙特例ではあるが行政官廳の事業執行に要する費用の一部を公共團體に負担せしむる場合として、特別都市計畫法第二條及同施行令第一條の規定がある、此の場合事業執行者は行政官廳であるが、之に因り生じた營造物はやがて東京市長又は横濱市長の管理に移さるべきものであり、而も平常の時なら當然其の管理者の手に依り當該公共團體の費用を以て執行されるべき性質のものだからである、之を要するに之等の諸規定は、事業執行者が行政官廳である場合には國、行政廳である場合には行政廳の統轄する公共團體が其の費用を負擔す

るを原則として居るが、それは事業の齎す利害關係の最も緊密なものを事業執行者と定めた理由に基づいて居り、この趣旨を貫徹し得ない諸種の場合に之と公平を保たしむる意味に於て、事業を自ら爲し且其の費用を負擔すべくして之を免れた公共團體に、其の支出を免れた限度に於て之に費用の一部を負擔せしめようとするに外ならぬ、唯行政官廳が事業を執行する場合には受益の公共團體を事業地のそれと限つて居ないけれども前述の法意より推論し且行政官廳の事業を執行する場合には如何に著しく利益を受くる公共團體があつても、事業地でない限り之に對して事業費を負擔せしむることを許さない（施行令第九條第二號）のに従つても、この場合事業地にあらざる公共團體に費用を負担せしむることは不條理といふべきであらう。次に河川法第三十三條前段の規定に就て按するに、之も都市計畫法の趣旨と何等異なるものではなく其の原則も亦同一であつて、其の他の府縣若は他府縣内の公共團體に於て著しく利益を受くるとは、其の河川の工事が執行されなかつたならば、他の府縣又は

他の府縣内の公共團體は年々災害の爲に多大な損害を蒙り、之が爲には自らの出費に於て相當の施設を爲すべきであるのに、之を自ら執行することなくして執行したと同様な結果を得た如うな場合を指稱するものであつて、等しく其の支出を免れた事實に對し其の限度に於て費用を負擔せしむべきであると思ふ、之は其の後段の規定と併せて考へると尙明瞭であつて、府縣又は公共團體の所謂一般的利益に對して負擔を課する法意ではないと解する、尙都市計畫法に於ては勅令を以て公共團體に負担せしめ得る場合を限定的に列舉して其の法意を明にし、河川法に於ては公共團體に課し得ることを條文を以て明示して居る、これ等の規定は寧ろ通説と反対に道路法に於ては公共團體の一般的利益に對しては受益者負担を課し得ないといふ有力な根據であるとさへ云ひ得よう、翻つて道路法自體に就て考へて見るに、道路に關する費用に就ては法第三十三條に於て各種道路に應じて通常負擔者を定めて居る、これに依れば道路の費用は原則として管理者たる行政廳の屬する公共團體の

負擔とし、所謂軍事國道及特殊の國道の費用に關してのみ國庫の負擔として居る、道路が新設されば其の幹支階級の如何に拘らず、國內一般人に利用され、其の利益享受の厚薄は絶對的には斗量し得べきでない、けれども主として其の利害關係の歸する所は大約認定し得る、道路の階級が既にそれに基いて分たれて居るのである、故に多少の不均衡はあるとしても大體之に根據して各種階級の道路に應じ費用の負擔者を定められたものと考へる、道路の新設改築は、一般的に諸種の事情のあるに應じ更に法第三十四條以下數條に亘り適當に規定されて居るが、其れ以外に於て特に公共團體に費用を負担せしめ得べき場合は、法第三十三條第三項又は第三十八條に規定されて居る、道路法第三十九條の規定は主として所謂沿道受益者に關するものであつて、同條の規定は利害關係に基づく公共團體の義務負擔に關してまで然く厳密な平衡を要求する法意ではなかろうと思ふ、寧ろ道路法に依つて統一され體系づけられた全國一般の道路が、上下左右各道路管理

者の手で夫れ／＼適當に施設せられることに依つて、相互に出來得る限り大なる一般的利益を受けしむることこそ道路法の目的とする所ではなからうか、私は以上道路法の管理並費用負擔に關する規定全般の法意に鑑み、更に前述都市計畫法、同施行令並河川法の受益者負擔に關する規定を逆に引證して、道路法第三十九條の規定する受益者は公共團體に付ては唯其の支出を免れたが爲に受くる消極的利益ある場合に於てのみ受益者と認め得るのであつて、公共團體の一般的利益を對象として受益者負擔を課すべきものではないと解する。（小坂登）

問 道路管理者たる行政廳は各其の管理する道路區域に屬する道路敷たる國有財產と隣接民有地との境界を道路の管理行爲として國有財產法の規定に依らずして査定するの權限を有せざる義と思料候處如何や、然れども各道路管理者は道路區域境界査定として其の管理する道路區域たる土地（道路區域たる土地が國有なると民有なるとを問はず）と隣接地との境界に付ては道路管理行爲として當然に之を查

定するの権限を有する義と思料し支障無之哉（山口縣廳）

答 一般交通の用に供し得る設備を有する全道路數が道路の區域である、道路の區域の決定は特定の土地物件を道路区域なりとする道路管理者の處分に外ならぬ、道路管理者が道路としての設備を爲し且將來之を維持管理する爲には、其の必要なる土地物件の所有權取得其の他の権限に基いて之を支配し得る權能を保有しなければならぬ、道路の區域はこの權能に基き其の範圍内に於て決定する事を要す、この權能なく又其の權能の範圍を超えて之を定むることは違法處分である、要するに道路の區域の決定は道路管理者の管理権に基いて爲さる、行政處分である、道路の管理権とは、法令に基き道路を一つの營造物として公法的に之を支配し一般交通の用に供する爲に必要な諸種の行政處分を爲し得る行政權であつて、道路を構成する土地物件を國有財產として管理する権限とは其の區域を異にする、土地物件に付所有權其の他の権利を取得した道路敷地は元より國有財產であるが、其の所有權其の他の権利の取得並國

有財產たる土地物件を基礎とする道路の管理行爲は道路の管理権に基くのであつて、道路法上其の土地物件に付國有財產法の特別法として直接國有財產法の適用から除外せらるべきは、道路法第六十二條の規定に基く大正八年十一月勅令第四七四號（不用物件等の管理及處分に關する件）に規定する事項に限り、其他に付てはすべて國有財產法の適用を受くべきものである、國有財產の境界査定とは國が其の行政權の作用に依り一方的に國有地と私有地との境界を審査決定する行政處分であつて、其の手續は専ら國有財產法及同施行令の規定に基いて爲される、國有財產に付境界の査定が道路管理者の管理権として當該官廳必要と認めたとき又は隣接地所有者の申請があつたときは當該官廳は其の境界の査定をするのであるが、上述の如く道路の區域の決定が道路管理者の管理権として其の權能の範圍内に於てのみ之を爲し得るのに、一度決定された道路區域と其の隣接地との境界が不明な爲に其の境界の査定を要する場合に、道路管理行爲として査定する権限を有すべき筈はない、依

然として唯道路管理者として其の管理権に基き自己の管理する道路區域の境界を認定し得るに止まり、他人の土地の境界を一方的に審査決定する權能を有するものではない、國有財產に關する事務は各省大臣之を管理し、國有財產に關する總轄事務は大藏大臣之を管理する（國有財產法第三條）、道路は内務大臣之を統制管理するが故に、其の土地物件に關す

（法第三條）

る國有財產に關する事務は内務大臣の所管に屬し、其の内國有財產の管理に關する事項は部局長限り處理することが出来る（内務省所管國有財產取扱規則）そして道路事務に關する部局長は地方長官であるから、道路の境界査定はすべて地方長官の權限に屬し、國有財產法の規定に基いて爲さるべきものと解する。（小坂登）

◎民政黨の形式論

頭の好過ぎる連中が集つてゐる民政黨、政府が産業道路の改良なんて確立するのは怪からぬ、道路法の何處を見たつて産業道路なんて言ふ道路は無いぢや無いか、天下に公約した産業立國實現の惣の爲に、從來からあつた道路改良費を、勘しづかり殖やしておいて産業道路と言ふのは羊頭狗肉の策ぢや、と、眼に角をたてゝ怒つてゐる。成る程、その通りだ、道路法には産業道路なんて規定してやしない、夫れから道路であつて産業に關係の無いのは無い筈だ、畢竟府縣道を改良することに過ぎない、併し前の計畫では軍事上の必要とか國家生活の必要から府縣道の改良を助勢したのだ、此度の計畫では夫れを地方産業開發の目的で改良を助勢しやうとするのだ、で、此名稱を附けたのだそうだ。赤ん坊に八公と言ふ名を附けても、總理大臣位になれる世の中ぢや、名前位ドーでも可いぢや無いか、官僚式の頭で國民生活の爲に屁の足りにも爲らない議論に耽つてゐる間に、黨員は一人一人と減つてゆく、形式論も茲まで徹底すれば茶話しにもならぬ、短期間の議會でこんな議論をしないこと、政府に代つて今から數へておく。（た）